

自衛消防



東京湾相互応援協定訓練（東亜石油事業所内）

自衛消防

1 自衛消防力の現況

川崎市の臨海地区には、石油化学及び製鉄部門を主軸とする大工場が林立し、内陸地区には大規模な電気産業事業所等が散在し、多摩丘陵地区には、情報研究開発施設があります。これら事業所の自衛消防隊数は、平成30年4月1日現在で264隊、消防車両106台、自衛消防隊員数は兼任を含め12,508人に達しています。消防車両数を地区別にみると、石油コンビナート等災害防止法で定める特別防災区域内には、全車両の約75.4%にあたる80台が配備されています。

2 自衛消防備蓄消火薬剤等の状況

自衛消防隊を配備した事業所等が保有する泡消火薬剤の総備蓄量は、901,275ℓとなっており、その内訳は、たん白系が555,469ℓで61.6%を占め、以下、耐アルコール系241,156ℓ(26.7%)、合成界面活性系46,060ℓ(5.1%)、水成膜系58,590ℓ(6.5%)の順で、地区別にみると、特別防災区域内の備蓄量は、全体の88.0%にあたる793,430ℓとなっています。また、粉末消火薬剤の総備蓄量は115,470kgで、特別防災区域内では全体の約93.2%にあたる107,732kgを備蓄しています。

3 自衛消防水利及び装備の状況

自衛消防隊を配備した事業所の構内に設置されている消防水利の総数(屋内消火栓を含む)は13,286基で、その内訳は消火栓が12,711基(95.6%)、次いで防火水槽452基(3.4%)、プール・工業用水等123基(0.9%)の順で、地区別にみると、特別防災区域内が7,291基で54.8%を占めています。また、泡放射砲等消防用資機材の配備についても、そのほとんどが特別防災区域内に配備されています。

4 石油コンビナート等特別防災区域

石油コンビナートの総合的な防災対策の必要性から昭和50年12月、石油コンビナート等災害防止法が制定され、この法律に基づき、昭和51年7月政令で「京浜臨海地区(川崎市・横浜市)」とし、本市臨海部の区域が特別防災区域として指定され、当該区域内で石油、高圧ガス等を大量に貯蔵、取り扱い又は処理している特定事業所は、個別法(消防法、高圧ガス保安法)で定められている以外に、自衛防災組織等を設置し、災害に対処しなければならないことになりました。

現在、川崎市の特別防災区域の面積は24.07km²で当該区域内には50の特定事業所(第1種事業所25、第2種事業所25)があり、特定事業所ごとに自衛防災組織が設置されているほか、3地区(浮島・千鳥・扇島)には陸上共同防災組織が設置されており、海上部には全地区をカバーする海上共同防災組織が設けられています。

防災組織には3点セット(大型高所放水車・大型化学消防車・泡原液搬送車)2組、2点セット(大型化学高所放水車・泡原液搬送車)4組、大型化学消防車6台、大型化学高所放水車4台、甲種普通化学消防車10台、乙種普通化学消防車2台、普通消防車1台、オイルフェンス展張船2隻、油回収装置1基等のほか6事業所に流出油等防止堤、32事業所に消防車用屋外給水施設が設置されています。

また、特定事業所の水溶性危険物火災に対応するため、共同防災組織を中心とした、耐アルコール泡消火薬剤の共同備蓄とその運用体制の確立を図り、これらの防災組織における防災資機材及び特定防災施設については、定期的に立入検査を行い、防災要員の配置、訓練状況、防災資機材等の性能管理状況等を確認しているほか、災害現場における消防隊に対し消防活動上必要な情報が提供されるよう「消防技術説明者」制度を設け、迅速、的確な消防活動ができるよう指導しています。

なお、特別防災区域には、神奈川県石油コンビナート等防災相互無線設備が整備され、消防局に無線機10W・1W各1台、臨港消防署に1W1台、特定事業所及び共同防災組織(陸上、海上)に1W各1台が配置され、防災活動の情報交換等一体的な運用が図られるようになっています。さらに横浜市を含んだ京浜臨海地区全体からなる京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域協議会が設置され、防災技術の共同研究、防災訓練、教育等の活動を行い、当該区域に所在する事業所等が地域ぐるみで防災体制の確立をめざすための一元化が図られています。

自衛消防隊（自衛防災隊を含む）の現況

（平成30年4月1日現在）

区 分		合 計	臨港消防署管内		川崎消防署管内	幸消防署管内	中原消防署管内	高津消防署管内	宮前消防署管内	多摩消防署管内	麻生消防署管内	
			特別防災区域	その他の区域								
自衛消防隊数		264	143	7	21	15	14	15	10	19	20	
消防隊員数	合 計	12,508	3,600	335	1,148	1,016	1,185	705	1,034	1,896	1,589	
	自衛消防隊員数	専任	599	290	-	-	47	59	-	-	103	100
		兼任	10,102	1,503	335	1,148	969	1,126	705	1,034	1,793	1,489
	防災要員数	専任	212	212	-	-	-	-	-	-	-	-
		兼任	1,595	1,595	-	-	-	-	-	-	-	-
消防車両等	合 計	85	58	1	1	5	7	10	-	3	-	
	化 学 車		22	22	-	-	-	-	-	-	-	-
	普通ポンプ車	小 計	7	1	-	-	1	2	-	-	3	-
		A 1 級	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		A 2 級	3	1	-	-	1	-	-	-	1	-
		B 1 級	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		B 2 級	4	-	-	-	-	2	-	-	2	-
		小 計	56	35	1	1	4	5	10	-	-	-
	その他の車両	水槽付ポンプ車	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-
		泡原液搬送車	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-
		高所放水車	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
		小型動力ポンプ	37	20	1	1	4	3	8	-	-	-
手引動力ポンプ		10	8	-	-	-	-	2	-	-	-	
大型消火器	合 計	5,977	4,669	37	254	197	444	88	91	123	74	
	粉 末	5,049	4,143	21	107	140	396	54	65	99	24	
	泡	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
	炭 酸 ガ ス	558	404	-	104	-	30	-	-	-	20	
そ の 他		369	122	16	43	57	18	33	26	24	30	

（注）化学車には、大型化学高所放水車4台を含みます。

自衛消防備蓄消火薬剤等の状況

(平成30年4月1日現在)

区分			合計	臨港消防署管内		川崎消防署管内	幸消防署管内	中原消防署管内	高津消防署管内	宮前消防署管内	多摩消防署管内	麻生消防署管内
				特別防災区域	その他の区域							
泡消火薬剤(ℓ)	合計		901,275	793,430	90,515	2,200	1,610	6,370	1,660	440	2,250	2,800
	3%小計		732,865	626,820	90,515	400	1,610	6,370	1,660	440	2,250	2,800
	6%小計		168,410	166,610	-	1,800	-	-	-	-	-	-
	たん白	3%	496,349	496,309	-	-	-	40	-	-	-	-
		6%	59,120	57,320	-	1,800	-	-	-	-	-	-
	水成膜	3%	47,570	38,470	-	400	1,610	1,090	1,660	440	1,100	2,800
		6%	11,020	11,020	-	-	-	-	-	-	-	-
	合成界面活性剤	3%	24,500	18,024	86	-	-	5,240	-	-	1,150	-
		6%	21,560	21,560	-	-	-	-	-	-	-	-
	耐アルコール	3%	164,446	74,017	90,429	-	-	-	-	-	-	-
6%		76,710	76,710	-	-	-	-	-	-	-	-	
粉末薬剤消剤(kg)	合計		115,470	107,732	117	324	1,706	5,096	-	-	-	495
	重炭酸ナトリウム		4,920	4,920	-	-	-	-	-	-	-	-
	重炭酸カリウム		53,084	53,084	-	-	-	-	-	-	-	-
	リン酸塩類等		57,466	49,728	117	324	1,706	5,096	-	-	-	495
流出油処理剤(ℓ)			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オイルフェンス(m)			25,827	25,734	-	-	93	-	-	-	-	-

自衛消防水利及び装備の状況

(平成30年4月1日現在)

区分			合計	臨港消防署管内		川崎消防署管内	幸消防署管内	中原消防署管内	高津消防署管内	宮前消防署管内	多摩消防署管内	麻生消防署管内	
				特別防災区域	その他の区域								
消防水利	合計		13,286	7,611	179	910	934	1,202	737	388	791	534	
	消火栓	小計		12,711	7,291	90	886	902	1,148	723	380	767	524
		屋外消火栓(75mm以上)	地上式	5,264	4,872	16	113	89	104	11	52	7	-
			地下式	76	36	-	-	15	7	1	4	12	1
		屋内消火栓		7,371	2,383	74	773	798	1,037	711	324	748	523
	防火水槽	小計		452	237	89	23	32	29	11	7	15	9
		40 m ³ ~ 100 m ³		201	106	3	18	21	20	8	6	11	8
		100 m ³ 以上		251	131	86	5	11	9	3	1	4	1
		プール・工業用水等(100 m ³ 以上)		123	83	-	1	-	25	3	1	9	1
	装備	ホース(60mm以上)		28,444	11,103	15,723	603	214	605	84	64	48	-
泡放射砲		38	35	-	-	-	2	-	-	-	1		
ピックアップノズル		1,004	1,002	-	-	-	2	-	-	-	-		
耐熱服		113	103	-	-	-	10	-	-	-	-		
防火衣		910	756	17	15	61	26	32	-	3	-		
油吸着剤		20,616	8,996	11,392	-	228	-	-	-	-	-		
呼吸器		空気	653	486	-	12	100	18	6	-	4	27	
	酸素	30	30	-	-	-	-	-	-	-	-		

臨港地域における企業間の防災組織

(平成30年4月1日現在)

地区名	組織の名称	根 拠	結成年月日	加盟事業所数
浮 島	浮島共同防災協議会	浮島共同防災協議会 共同防災規程	昭和52年7月13日	37
千 鳥	川崎市千鳥地区防災協議会 (共同防災隊)	川崎市千鳥地区防災 協議会共同防災規程	昭和52年7月12日	22
	川崎市千鳥地区防災協議会	川崎市千鳥地区 防災協議会規約	昭和42年1月27日	22
水 江	川崎市水江地区防災協議会	川崎市水江地区 防災協議会規約	昭和41年11月1日	15
扇 町	川崎市扇町地区防災協議会	川崎市扇町地区 防災協議会規約	昭和40年4月1日	19事業所 1町内会
大 川 白 石 田辺新田	川崎市大川・白石 ・田辺新田地区会	川崎市大川・白石・ 田辺新田地区会規約	昭和54年4月1日	11
扇 島	扇島地区共同防災協議会	扇島地区共同防災協議 会共同防災規程	昭和52年7月14日	5 (横浜市域 2社を含む)
浮 島 千 鳥 水 江 扇 町 扇 島 東扇島	川崎海上共同防災協議会	川崎海上共同防災協議 会海上共同防災規程	平成12年4月1日	20 (浮 島3 千 鳥9 水 江2 扇 町3 扇 島2 東扇島1)

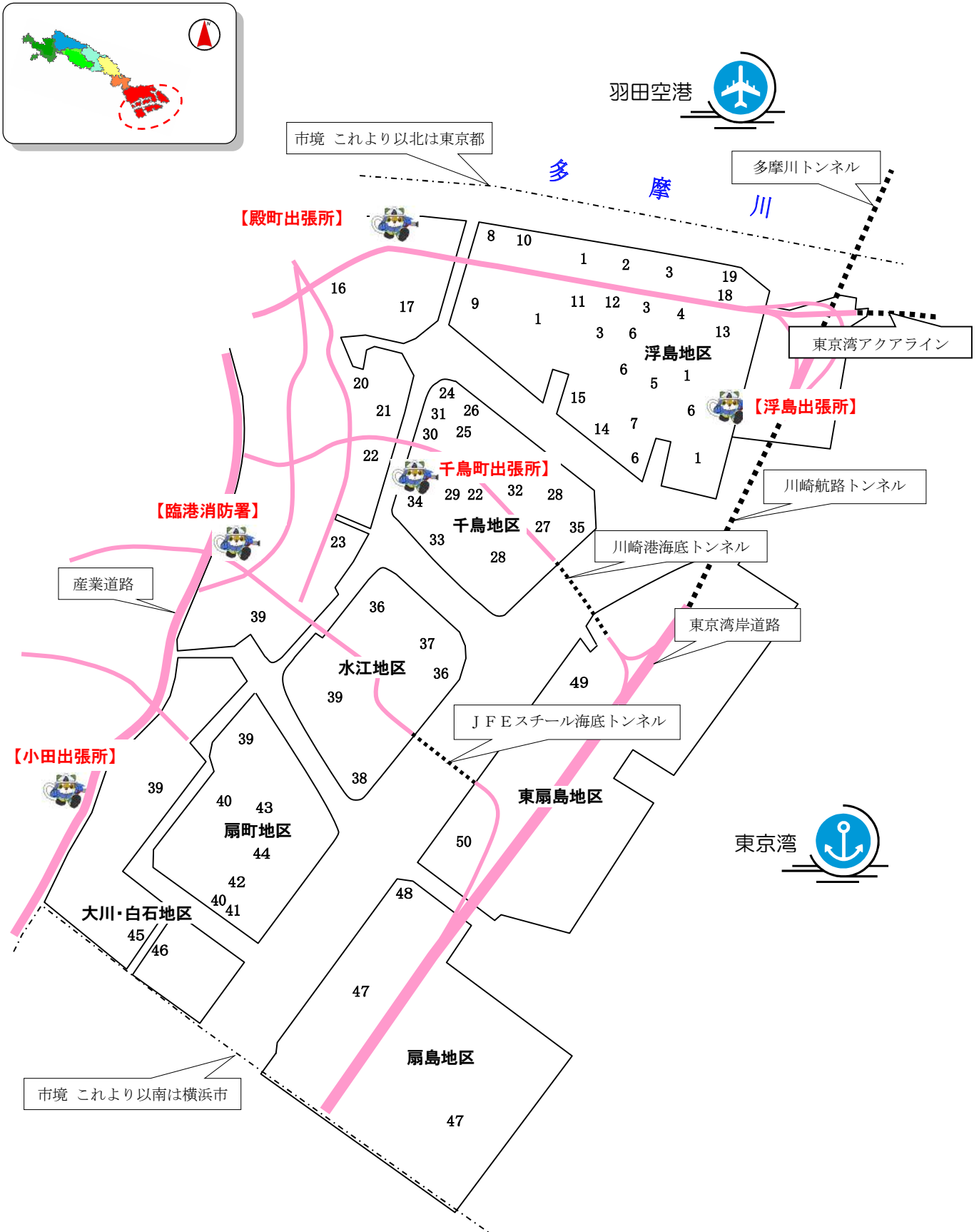
石油コンビナート等特別防災区域内の備蓄消火薬剤等の状況

(平成30年4月1日現在)

区 分		合 計	浮 島	千 鳥	水 江	扇 町	大 川 ・ 白 石	扇 島	東扇島	
たん 白泡消火薬剤 (ℓ)	合 計	3%	496,009	197,280	158,140	81,695	4,700	4,780	20,814	28,600
		6%	54,124	18,386	35,738	-	-	-	-	-
	自 動 車 積 載	3%	28,468	8,000	9,600	10,868	-	-	-	-
		6%	-	-	-	-	-	-	-	-
	固 定 消 火 設 備	3%	328,991	140,800	101,560	44,517	3,300	4,700	14,114	20,000
		6%	54,020	18,300	35,720	-	-	-	-	-
容 器 貯 蔵	3%	138,550	48,480	46,980	26,310	1,400	80	6,700	8,600	
	6%	104	86	18	-	-	-	-	-	
水成膜泡消火薬剤 (ℓ)	合 計	3%	39,894	6,632	20,602	-	6,620	4,340	1,400	300
		6%	1,240	30	1,210	-	-	-	-	-
	自 動 車 積 載	3%	500	500	-	-	-	-	-	-
		6%	-	-	-	-	-	-	-	-
	固 定 消 火 設 備	3%	21,610	3,510	13,000	-	600	4,200	-	300
		6%	20	10	10	-	-	-	-	-
容 器 貯 蔵	3%	17,784	2,622	7,602	-	6,020	140	1,400	-	
	6%	1,220	20	1,200	-	-	-	-	-	
合成界面活性泡消火薬剤 (ℓ)	合 計	3%	49,820	300	31,600	3,820	-	-	14,100	-
		6%	21,560	12,500	-	-	1,500	-	7,560	-
	自 動 車 積 載	3%	2,900	300	-	600	-	-	2,000	-
		6%	1,600	-	-	-	-	-	1,600	-
	固 定 消 火 設 備	3%	38,400	-	23,800	2,500	-	-	12,100	-
		6%	19,960	12,500	-	-	1,500	-	5,960	-
容 器 貯 蔵	3%	8,520	-	7,800	720	-	-	-	-	
	6%	-	-	-	-	-	-	-	-	
耐アル コール泡消火薬剤 (ℓ)	合 計	3%	74,017	26,040	31,565	8,000	4,000	-	4,412	-
		6%	76,710	25,700	50,210	-	-	800	-	-
	自 動 車 積 載	3%	4,000	-	-	-	4,000	-	-	-
		6%	-	-	-	-	-	-	-	-
	固 定 消 火 設 備	3%	66,977	23,700	31,565	8,000	-	-	3,712	-
		6%	45,750	24,500	20,450	-	-	800	-	-
容 器 貯 蔵	3%	3,040	2,340	-	-	-	-	700	-	
	6%	30,960	1,200	29,760	-	-	-	-	-	
粉末消火薬剤 (kg)	合 計	112,015	29,202	22,614	5,440	3,764	-	-	50,995	
	自 動 車 積 載	2,000							2,000	
	固 定 消 火 設 備	76,682	2,840	20,870	5,440	2,602			44,930	
	容 器 貯 蔵	33,333	26,362	1,744		1,162			4,065	
流出油処理剤(ℓ)		65,704	21,802	13,708	17,112	4,364	18	6,000	2,700	
オイルフェンス(m)	B	37,134	9,494	5,750	5,940	9,050	60	5,640	1,200	
	A	2,100	180	220	280	500	60	640	220	

石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所分布図

(平成30年4月1日現在)



石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所一覧

(平成30年4月1日現在)

地区別	番号	種別	事業所名	地区別	番号	種別	事業所名		
浮 島	1	①	J X T Gエネルギー(株)川崎製油所 (東燃化学合同会社 川崎工場、エア・ ウォーター炭酸(株) 川崎工場、EMGルブリ カンツ合同会社トライボロジ研究所を含 む)	千 鳥	26	①	昭和電工 (株) 川崎事業所 (千鳥)		
	2	①	(株) NUC 川崎工業所		27	1		東京油槽 (株)	
	3	①	セントラル硝子 (株) 川崎工場		28	1		J X T Gエネルギー(株)千鳥事業所	
	4	①	日本ブチル (株)		29	①		(株)日本触媒川崎製造所千鳥工場	
	5	①	日本合成アルコール (株) 川崎工場		30	2		日本乳化剤 (株) 川崎工場	
	6	①	J X T Gエネルギー(株)川崎製造所浮島 地区 (日本ポリエチレン (株) 川崎工 場 (浮島地区)、ENEOSグローブ(株) を含む)		31	2		川崎化成工業 (株) 川崎工場 (千鳥)	
	7	①	(株) 日本触媒川崎製造所浮島工場		32	2		日油 (株) 川崎事業所	
	8	2	花王 (株) 川崎工場		33	2		日本合成樹脂(株)	
	9	2	東芝エネルギーシステムズ (株) 浜川 崎工場 ((株) 東芝 電力・社会システ ム技術開発センター浜川崎地区を含 む)		34	2		サンケミカル(株)川崎工場	
	10	2	日新倉庫 (株) 川崎営業所		35	2		東京電力フュエル&パワー(株)川崎火力発 電所	
	11	2	新日本理化 (株) 川崎工場		水 江	36	①	東亜石油 (株) 京浜製油所 ((株) ジェネックスを含む)	
	12	2	東亜合成 (株) 川崎工場			37	①		J X T Gエネルギー(株) 川崎ガスターミナル
	13	2	興和油化工業 (株) 川崎工場			38	1		出光ルブテクノ (株) 京浜事業所
	14	2	日新商事 (株) 瓦斯部 川崎充填所			39	2		J F E スチール (株) 東日本製鉄所 (京浜地区)・川崎地区
	15	2	新栄運輸 (株) 川崎化成品油槽所		扇 町	40	①	昭和電工 (株) 川崎事業所	
	16	①	川崎オキシトン (株) 川崎工場			41	2		東日本旅客鉄道 (株) 川崎発電所
	17	2	日本冶金工業 (株) 川崎製造所			42	2		昭和電工ガスプロダクツ (株) 川崎工場
	18	2	ブルーエクスプレス (株) 関東営業部横浜営業所			43	2		ペットリファインテクノロジー(株)
	19	2	日本コンセプト (株) 京浜支店			44	2		川崎天然ガス発電(株) 川崎天然ガス発電所
千 鳥	20	①	日本ゼオン (株) 川崎工場	大 川 ・ 白 石	45	2	三和倉庫 (株) 川崎事業所		
	21	①	旭化成 (株) 川崎製造所		46	2		昭和電工 (株) 川崎事業所 (大川)	
	22	①	J X T Gエネルギー (株) 川崎製造所 川崎地区 (日本ポリエチレン (株) 川 崎工場 (南地区)、東邦 (株) 川崎工 場、サンアロマー (株) 製造本部川崎 工場を含む)	扇 島	47	①	J F E スチール (株) 東日本製鉄所 (京浜地区)・扇島地区 ((株) JFEサンソセンター 京浜工場 を含む)		
	23	1	東西オイルターミナル(株)川崎油槽所		48	1		東亜石油(株)京浜製油所 (扇島地区)	
	24	1	三菱ケミカル物流 (株) 川崎油槽所	東 扇 島	49	1	東亜石油(株)京浜製油所 (東扇島地区)		
25	1	セントラル・タンクターミナル (株) 川崎事業所	50		2		東京電力フュエル&パワー (株) 東扇島 火力発電所		

特定事業所 50事業所【第1種事業所】 25 (レイアウト17) 【第2種事業所】 25
(注)種別欄の○付き数字は、レイアウト事業所を示しています。

共同防災組織及び自衛防災組織に

区分	3点セット						大高 型所 放化 水車	普通化学車				消防ポンプ車				普放 通水 高 所車	
	大型化学車		大型高所放水車		泡原液搬送車			甲種		乙種		普通		小型			
	法定	現有	法定	現有	法定	現有		法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有		
合計	2	6	2	2	5	5	4	11	10	-	2	1	1	-	-	-	
共同 防災 組織	小計	2	4	2	2	4	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	
	計	2	4	2	2	4	4	2	2	-	-	-	-	-	-	-	
	陸	浮島共同防災協議会	2	4	2	2	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-
	上	千鳥地区防災協議会	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
		扇島地区共同防災協議会	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	海	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上	川崎海上共同防災協議会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自衛 防災 組織	小計	-	2	-	-	1	1	2	9	10	-	2	1	1	-	-	-
	浮島地区	-	2	-	-	-	-	-	3	1	-	2	-	-	-	-	-
	千鳥地区	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	1	-	-	-
	水江地区	-	-	-	-	1	1	1	2	4	-	-	1	-	-	-	-
	扇町地区	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
	大川・白石地区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	扇島地区	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
	東扇島地区	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 この現況は、石油コンビナート等災害防止法に基づくものです。
 2 東西オイルターミナル(株)は、千鳥地区に編入しています。
 3 ()内は、1当直あたりの最低人員を示しています。
 4 泡原液は3%原液に換算した量を示しています。
 5 大型化学車を現有することにより、甲種普通化学車を備え付けているものとみなす規定があります。

における防災資器材等の現況

(平成30年4月1日現在)

可搬式放水砲 (三千型)		可搬式放水砲 (二千型)		可搬式放水銃		耐熱服		酸素呼吸器又は 空気呼吸器		展開張フェンス船		油回収装置		泡原液 (kℓ)		オイルフェンス (km)		防災要員	
法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有	法定	現有
5	22	-	5	13	173	16	113	17	280	1	2	1	1	209.54	480.00	11.61	22.23	162	1,487 (232)
4	6	-	-	2	4	6	6	6	9	1	1	-	-	59.76	61.46	1.08	1.08	31	152 (31)
4	6	-	-	2	4	6	6	6	9	-	-	-	-	59.76	61.46	-	-	27	146 (27)
2	4	-	-	2	4	4	4	4	4	-	-	-	-	37.44	37.56	-	-	17	112 (17)
1	1	-	-	-	-	1	1	1	3	-	-	-	-	11.16	11.80	-	-	5	19 (5)
1	1	-	-	-	-	1	1	1	2	-	-	-	-	11.16	12.10	-	-	5	15 (5)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1.08	1.08	4	6 (4)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1.08	1.08	4	6 (4)
1	16	-	5	11	169	10	107	11	271	-	1	1	1	149.78	418.54	10.53	21.15	131	1,335 (201)
-	-	-	3	4	73	3	41	4	72	-	1	1	1	22.68	164.17	1.89	9.34	55	604 (73)
-	13	-	-	3	79	3	40	3	112	-	-	-	-	70.58	101.06	4.59	5.17	36	453 (57)
1	2	-	1	3	10	3	10	3	24	-	-	-	-	26.28	81.20	1.35	2.80	15	104 (25)
-	-	-	-	1	1	1	2	1	29	-	-	-	-	7.56	9.55	0.54	0.54	13	98 (29)
-	-	-	-	-	2	-	3	-	18	-	-	-	-	-	8.90	-	0.06	4	36 (6)
-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	15.12	33.66	1.35	2.04	4	23 (6)
-	1	-	-	-	3	-	10	-	16	-	-	-	-	7.56	20.00	0.81	1.20	4	17 (5)

特定防災施設等設置対象事業所数

(平成30年4月1日現在)

区分	特定事業所数	石災法第2章 (レイアウト) 対象事業所数	特定防災施設設置対象事業所数						
			流出油等防止堤		屋外給水施設		非常通報設備		
合計	50	17	6	(1)	33	(4)	50	-	
第1種小計	25	17	6	(1)	25	-	25	-	
第2種小計	25	-	-	-	8	(4)	25	-	
浮島	計	19	8	2	(1)	10	-	19	-
	第1種	8	8	2	(1)	8	-	8	-
	第2種	11	-	-	-	2	-	11	-
千鳥	計	16	5	1	-	13	(1)	16	-
	第1種	10	5	1	-	10	-	10	-
	第2種	6	-	-	-	3	(1)	6	-
水江	計	4	2	1	-	3	-	4	-
	第1種	3	2	1	-	3	-	3	-
	第2種	1	-	-	-	-	-	1	-
扇町	計	5	1	-	-	2	(1)	5	-
	第1種	1	1	-	-	1	-	1	-
	第2種	4	-	-	-	1	(1)	4	-
大川 白石	計	2	-	-	-	1	(1)	2	-
	第1種	-	-	-	-	-	-	-	-
	第2種	2	-	-	-	1	(1)	2	-
扇島	計	2	1	1	-	2	-	2	-
	第1種	2	1	1	-	2	-	2	-
	第2種	-	-	-	-	-	-	-	-
東扇島	計	2	-	1	-	2	(1)	2	-
	第1種	1	-	1	-	1	-	1	-
	第2種	1	-	-	-	1	(1)	1	-

(注) 1 石災法とは、石油コンビナート等災害防止法をいいます。
2 ()内は、任意設置の事業所で内数です。

特定防災施設等設置対象事業所数

(平成30年4月1日現在)

区 分	特定事業所数	石災法第2章 (レイアウト) 対象事業所数	特定防災施設設置対象事業所数						
			流出油等防止堤		屋外給水施設		非常通報設備		
合 計	50	17	6	(1)	32	(4)	50	-	
第1種小計	25	17	6	(1)	25	-	25	-	
第2種小計	25	-	-	-	7	(4)	25	-	
浮 島	計	19	8	2	(1)	10	-	19	-
	第1種	8	8	2	(1)	8	-	8	-
	第2種	11	-	-	-	2	-	11	-
千 鳥	計	16	5	1	-	13	(1)	16	-
	第1種	10	5	1	-	10	-	10	-
	第2種	6	-	-	-	3	(1)	6	-
水 江	計	4	2	1	-	3	-	4	-
	第1種	3	2	1	-	3	-	3	-
	第2種	1	-	-	-	-	-	1	-
扇 町	計	5	1	-	-	2	(1)	5	-
	第1種	1	1	-	-	1	-	1	-
	第2種	4	-	-	-	1	(1)	4	-
大 川 ・ 白 石	計	2	-	-	-	-	(1)	2	-
	第1種	-	-	-	-	-	-	-	-
	第2種	2	-	-	-	-	(1)	2	-
扇 島	計	2	1	1	-	2	-	2	-
	第1種	2	1	1	-	2	-	2	-
	第2種	-	-	-	-	-	-	-	-
東 扇 島	計	2	-	1	-	2	(1)	2	-
	第1種	1	-	1	-	1	-	1	-
	第2種	1	-	-	-	1	(1)	1	-

(注) 1 石災法とは、石油コンビナート等災害防止法をいいます。
2 ()内は、任意設置の事業所で内数です。